第四十一条第一号イ	法律の規定並びに建設労働法（第六章（第四十四条を除く。）の規定に限る。）の規定
第四十一条第一号ハ	第三十五条第三十五条の三、第三十六条

とあるのは

第四十八条第一項	の施行

と、

第四十八条第一項	の施行
第四十九条第一項	除く。）、働き方改革推進法（附則第八条第一項前段の規定に限る。）又は建設労働法（第六章（第四十四条及び第四十五条を除く。）の規定に限る。）の施行

とあるのは

第六十一条第三号	第三十五条第三十六条

と、同条第四十九条の三第一項の項及び第五十条及び第五十一条第一項の項中「規定を除く。）」とあるのは「規定を除く。）、働き方改革推進法（附則第八条第一項前段の規定に限る。）」と、同表中

第六十一条第三号	第三十六条
第六十一条第四号	第三十五条の三、第三十六条

とあるのは

第三十五条	第三十五条又は働き方改革推進法附則第八条第一項前段

とする。

3　整備法附則第八条第二項の規定は、第一項の規定により同条第一項前段の規定が適用される建設業務労働者の就業機会確保をする送出事業主について準用する。

（港湾労働者派遣事業に関する経過措置）

第四条　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第十八条第一項に規定する港湾派遣元事業主（以下この項及び次条において単に「港湾派遣元事業主」という。）が行う港湾労働者派遣事業（同法第二条第五号に規定する港湾労働者派遣事業をいう。次条第一項において同じ。）に関しては、港湾派遣元事業主を派遣元事業主とみなして、整備法附則第七条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「限る。）」と、新労働者派遣法第四十八条第一項中「同じ。）」とあるのは「同じ。）又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第七条第一項の規定に限る。）」と、新労働者派遣法第四十九条の二第一項中「第四十条の九第一項」とあるのは「第四十条の九第一項若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第七条第一項」と、労働者派遣法第四十九条の三第一項中「この法律又はこれ」とあるのは「この法律若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第七条第一項の規定に限る。）又はこれら」と、労働者派遣法第五十条及び第五十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第七条第一項の規定に限る。）」とあるのは「限る。）」とする。

2　前項の規定により整備法附則第七条第一項の規定を読み替えて適用する場合における整備法附則第二十一条の規定による改正後の港湾労働法（次条第二項において「新港湾労働法」という。）第二十三条の規定の適用については、同条の表第四十八条第一項の項中「又は」とあるのは「、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第七条第一項の規定に限る。）又は」と、同表第四十九条の二第一項の項中「若しくは第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項」とあるのは「若しくは第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第七条第一項」と、同表第四十九条の三第一項の項及び第五十一条第一項の項中「規定を除く。）」とあるのは「規定を除く。）、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第七条第一項の規定に限る。）」とする。

3　整備法附則第七条第二項の規定は、第一項の規定により同条第一項の規定が適用される派遣先について準用する。

第五条　港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、港湾派遣元事業主を派遣元事業主とみなして、整備法附則第八条第一項前段の規定を適用する。

2　前項の規定により整備法附則第八条第一項前段の規定を適用する場合における新港湾労働法第二十三条の規定の適用については、同条の表

第三十四条第三項	第四十条の六第一項第三号又は第四号

第三十四条第三項	第四十条の六第一号又は第四号
第三十五条第二項	前項
	同項第二号

とあるのは

第四十条の六第一項第三号	

と、

第三十六条	第六条第一号から第まで
前項第二号	

第四十条の六第一項第三項	第四十条第三項第一号（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）をいう。以下同じ。）附則第八条第一項前段